

30 国際第 1304 号

関税割当公表第 79 号の 2

平成 31 年度の雑豆の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。)のうち、ひよこ豆、緑豆、ひら豆、大豆及び落花生以外のもの(以下「雑豆」という。)の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 31 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品及び割当数量

(1) 一般枠

ア 小豆	11,460 トン
イ えんどう及びそら豆	15,000 トン
ウ いんげん豆及びその他の豆 (小豆、えんどう及びそら豆を除く。)	22,000 トン
合計	48,460 トン

(2) 沖縄枠

雑豆	3,700 トン
----	----------

2 通関期限 平成 32 年 3 月 31 日

第 2 第 2 次公表

雑豆に係る、関税割当制度に関する政令(昭和 36 年政令第 153 号)別表で定める数量と第 1 の 1 の(1)及び(2)の割当数量との差 67,840 トン(本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び平成 31 年 6 月 30 日までに返納された関税割当証明書に残存数量がある場合には、それを加えた数量)

の割当てについては別途公表する。

第3 その他

その他関連事項に関しては、平成 31 年度の雑豆の関税割当てについて
(平成 31 年 3 月 8 日付け 30 国際第 1218 号関税割当公表第 79 号)による。